

第5次基本計画策定専門調査会 第3回基本構想ワーキンググループ
議事要旨

日 時 令和2年4月9日（木）

（議事次第）

意見交換

（配布資料）

第4次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（素案）

（全体の議事の概要）

1. 「基本的な方針」、「政策・方針決定過程への女性の参画拡大」、「雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和」、「男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献」、「男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備」、「推進体制の整備・強化」に記載する内容について、書面により意見交換を行った。

（意見交換）

1. 「基本的な方針」について

- ・ 上場企業の女性役員数が増えてはいるが、社外役員が多いという点で男性の状況とは大きく異なっている。社内での女性の育成・登用を着実に進め、管理職や役員へというパイプラインを構築することが課題である旨を記載した方が良いのではないか。
- ・ SDGs を含め、近年の国際潮流では、支援の対象として「女性とガールズ」（women and girls）と「ガールズ」（思春期の少女・若年女性）が明記されることが多い。本計画においても、「思春期の少女・若年女性」が施策の対象から取り残されないよう、留意すべき。
- ・ 若年世代はジェンダー平等への意識が高い点を踏まえ、男女共同参画に係る若年世代の取組支援等の要素を記載しても良いのではないか。
- ・ 男女共同参画社会を牽引する人材や、男女共同参画行政を担う専門人材の育成について盛り込むべき。
- ・ 新型コロナウイルスによる感染症の影響は、中長期的かつ広範なものになると予測される。各種対策の実施にあたり、ジェンダーの視点を主流化することが重要という視点を記載すべき。

2. 「政策・方針決定過程への女性の参画拡大」について

- ・ 「基本認識」は、政治分野の重要性も踏まえ、体系的な流れを意識しながら記載すべき。
- ・ ポジティブ・アクションは、「男女共同参画社会基本法」に基づく重要な施策であるため、ポジティブ・アクションに言及する際には、その根拠を明確に記載すべき。
- ・ 政治分野の女性の参画拡大については、女性が立候補や議員活動をしやすい環境の整備のための取組として、両立支援策やハラスメント防止策についての明記が必要。
また、政党における取組の促進については、「政治分野における男女共同参画推進法」の趣旨に基づく取組である旨の記載をすべき。
- ・ 司法分野への女性の参画拡大について、法曹養成課程における女性法曹輩出のための取組の促進について記載すべき。

3. 「雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和」について

- ・ ワーク・ライフ・バランスについては、育児や介護等のライフイベントがある人だけでなく、働く人全員にとって重要であることを基本にした記載が必要。
また、「人生 100 年時代」を踏まえ、より長い現役時代を前提として、その時々の人生ステージに応じた様々な働き方、学び方、生き方を選べるようになるべきことを踏まえた記載をすることが必要。
- ・ 女性の就業継続について、第 1 子出産前後の就業継続率がパート等の非正規雇用では依然として低いことは問題。就業形態に関わらず、すべての女性が男性と等しく就業継続できるようにすべきという観点を強調してはどうか。

4. 「男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献」について

- ・ 国際社会が目指しているのは、人権に根ざした概念である「ジェンダー平等」と、自己決定権の確立を目標とした「女性及びガールズ（思春期の少女・若年女性）のエンパワーメント」であり、その点を考慮した記載にすべき。
- ・ 「SDGs 実施指針」には、「4. 実施のための主要原則」（p5）として、「ジェンダー平等の実現及びジェンダーの視点の主流化のためには、ジェンダー統計の充実が極めて重要であり、SDGs の実施において可能な限り男女別データを把握するよう努める」と明記されている。これを踏まえた記載が必要。

5. 「男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備」について

- ・ 税制については、特定の働き方やライフコースを前提とせずに、働きたい女

性が就業調整を意識しなくて済む仕組み等を構築することを基本的方向として記載すべき。

6.「推進体制の整備・強化」について

- ・ 監視・影響調査等の機能については、近年の機能の現状を踏まえつつ、その活用策について今後検討を深めるべき。